

26050-1176  
令和6年10月31日

下塚田ふるさと応援隊  
会長 作本 眞悟 様

宮崎県知事 河野 俊 嗣



令和6年度中山間地域活性化対策事業費補助金（農村RMOモデル育成支援事業）の変更交付決定について（通知）

令和6年10月9日付けで変更承認申請のあった、中山間地域活性化対策事業費補助金交付要綱（平成28年6月10日農政企画課定め。以下「県交付要綱」という。）に基づく令和6年度中山間地域活性化対策事業費補助金（農村RMOモデル育成支援事業）については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「県交付規則」という。）第4条の規定により次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

1 交付決定額

既交付決定額	3,000,000円
変更交付決定額	4,000,000円
増減額	1,000,000円

2 交付決定の内容

- (1) この補助金の交付の対象となる事業は、中山間地域活性化対策事業費補助金（農村RMOモデル育成支援事業）とし、その内容は、補助金等交付申請書に記載のとおりとする。
- (2) 中山間地域活性化対策事業費補助金（農村RMOモデル育成支援事業）に要する経費に対応する補助金の額は、補助金等交付申請書に記載のとおりとする。

3 交付決定に付した条件

- (1) 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金に掛かる予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）、県交付規則及び県交付要綱に従わなければならない。
- (2) この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について、証拠書類を当該事業終了の翌年度から起算して、5か年間保管しなければならない。
- (3) (1) 及び (2) の条件に違反した場合は、補助金等の全部又は一部を返還させること